

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 5 7 号	建物の処分について
文化スポーツ課	<p>【趣旨】 旧三田市淡路風車^{かぜ}の丘（令和 4 年 3 月 3 1 日をもって閉館）に使用していた建物を処分するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年三田市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【建物の所在】 三田市中内神字北山 9 1 5 番地 7 他 1 筆</p> <p>【処分金額】 3 5, 2 0 0, 0 0 0 円</p> <p>【処分の相手方】 兵庫県三田市下相野 3 0 6 番地 3 株式会社勢戸 代表取締役 勢 戸 章 示</p>